

教学第483号  
教体第196号  
教生第107号

令和4年2月21日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

幼稚園及び小学校等における「感染防止対策集中取組期間」  
にかかる協力要請について（依頼）

日頃は、新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、県内幼稚園及び小学校等の施設においてオミクロン株の感染が多発していることは御承知のとおりですが、今なお、減少の兆しが見えておりません。感染が拡大したと考えられる要因には、家庭内における感染事例が見受けられています。

オミクロン株は感染拡大のスピードが速く、子どもが感染しやすくなっていることから、オミクロン株の特徴を踏まえた対策が必要と考えられます。

そこで、子どもたちの感染リスクを最小限に抑え、感染拡大の押さえ込みを図るために、令和4年2月21日（月）から令和4年3月5日（土）までの期間を「感染防止対策集中取組期間」とし、各市町村教育委員会において、以下の取組を徹底していただきますよう、お願いします。

各市町村教育委員会においては、内容について御了知いただき、管内幼稚園及び小学校等に対し、必要な指導、助言等を行っていただきますよう、よろしくをお願いします。

なお、貴教育委員会と幼稚園等の担当部局が異なる場合は、担当部課長等に周知くださいますよう併せてお願いいたします。

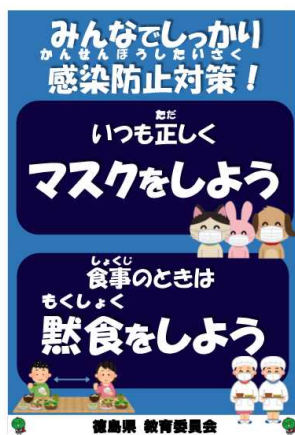
「感染防止対策集中取組期間」の取組内容

【幼稚園等】

- 家庭内に風邪・発熱等の症状があるなど体調が悪い人がいる場合は、登園を控えること
- 室内での運動を伴う活動等感染リスクの高い行事は原則禁止
- 外部講師等の出入りは原則禁止とし、必要な場合はリモート（非対面型）で対応すること
- 市町村における感染状況を踏まえ、家庭での保育が可能な方への「登園自粛」の協力依頼（1日単位に加え、保育時間の短縮も含む）

【小学校等】

- 家庭内に風邪・発熱等の症状があるなど体調が悪い人がいる場合は、登校を控えること
- 感染リスクの高い教育活動は避けるとともに、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により学びの保障に努めること
- 感染状況等により、学年・学級閉鎖や分散登校を実施するものとする
- 下記の感染防止チラシを校内で掲示して、周知に努めること
- 感染状況を見据え、放課後子供教室等についても、実施の可否や活動内容について慎重に判断すること



【教室用】



【トイレ用】



【教室・体育館用】



【玄関用】

〈お問合せ先〉

【幼稚園，学習指導・学校行事に関すること】

学校教育課 義務教育・G I G A担当

電話 088-621-3114

【体育・保健体育に関すること】

体育学校安全課 食育・健康教育担当

電話 088-621-3171

【放課後子供教室等に関すること】

生涯学習課 学校・家庭・地域連携担当

電話 088-621-3147